

地方財政用語集

○ 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計をひとまとめにしたものです。個々の地方公共団体の財政状況を統一的に比較するため、統計上用いている会計区分です。

○ 公営事業会計

市町の経営する公営企業、収益事業（競艇、競輪など）、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、農業共済事業、交通災害共済事業、公益賃屋事業および公立大学付属病院事業に係る会計の総称をいいます。

○ 公営企業会計

市町が直接、公共の利益を目的として経営する企業に係る会計のことです。

県内では、上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、ガス、病院、観光施設、港湾整備、市場、宅地造成、駐車場整備、介護サービスおよびケーブルテレビの各事業があります。

○ 地方債（起債）

市町が、主として施設整備のために長期（1年以上）にわたって借り入れるお金をいいます。地方債を借り入れることを、「地方債を起こす（起債する）」といいます。

○ 財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、1に近い（あるいは1を超える）ほど財政に余裕があるとされています。

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で、通常3年度間の平均値が用いられます。

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額}$$

○ 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

住民税、自動車取得税交付金等の収入見込みの75/100や、地方譲与税、交通安全対策特別交付金などで算定されます。

○ 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が標準的な行政を行った場合の財政需要を算出した額です。

○ 地方交付税

国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税およびたばこ税の一定割合の額を、地方公共団体の税収の地域的な不均衡を補うために、国が地方公共団体に対して交付するものです。

国税の一定割合となっていますが、国が一括徴収する間接徴収形態の地方税ともいるべきものであって、地方公共団体固有の財源です。また、その使途についてはなんらの制限も受けないいわゆる一般財源です。

毎年度の地方交付税総額のうち、9.4%が普通交付税、6%が特別交付税と定められています。

普通交付税は、合理的基準によって算定したるべき一般財源所要額（基準財政需要額）が、るべき税収入（基準財政収入額）を超える額（財源不足額）を基礎として交付されます。

特別交付税は、普通交付税で画一的には反映できなかった特別の事情を考慮して交付されます。

○ 基金

市町が特定の目的のために財産を維持したり、資金を積み立てたり、定額の資金を運用するために設けられる資金や財産をいいます。

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられる財政調整基金や地方債の償還を計画的に行うために積み立てられる減債基金をはじめ、各市町の実情に応じて特定の目的のために積み立てるお金です。

【例え】

1か月の家計に例えると貯金に似ています。

余裕がある月に貯金して、苦しい月におろすのが財政調整基金、何か月かごとにローン返済がある場合、返済月の出費に備えて毎月少しづつ貯金しておくのが減債基金といった具合です。

その他の特定目的金としては、将来家を建てたり車を買ったりするためや、旅行に行くためなどに専用の貯金をしている場合などが似たような例です。

○ 実質収支

形式収支（歳入一歳出）から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額です。

歳入の中には、前年度の実質収支が繰越金として含まれているため、実質収支には過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれていることになります。

財政運営としては、一定の黒字を出すことが基本とされていますが、実質収支の赤字額が標準財政規模の20%以上になった場合には、いわゆる「財政再建団体」となるか、地方債の発行の制限を受けるかのどちらかを選択しなければなりません。

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

【例え】

1か月の家計に例えて、家を建てるために親から補助をもらったが、実際に建築会社に工事代金を支払うのが来月となるような場合を考えてみてください。

その月は親からの補助のおかげで収入が膨らんで見えますが、実際には来月に支払う工事代金にあてなければなりませんので、その月の収入と支出の差額から、親からの補助分を差し引いて本当の収支を見た場合に似ています。

○ 単年度収支

当該年度における実質収支の増減額を表すものです。

単年度収支が黒字ということは新たな剰余が生じたことを意味し、単年度収支が赤字ということは過去の剰余金が赤字分だけ減少したことを意味します。

$$\text{単年度収支} = \text{当該年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支}$$

○ 実質単年度収支

単年度収支から実質的な黒字要素（財政調整基金積立金、地方債繰上償還額）や赤字要素（財政調整基金取崩し額）を加減したもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標です。

$$\begin{aligned}\text{実質単年度収支} &= \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立金} \\ &\quad + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩し額}\end{aligned}$$

【例えば・・・】

家計においても、余裕がある月は貯金したりローンを繰上げ返済したりしますし、苦しい月は貯金をおろしたりすると思います。こういった資産の増減につながることをしなかったものとして、単純に給料と生活費のバランスがどうなっているかを見た場合にどうかと考えるのが、実質単年度収支に似ています。

○ 一般財源

その使途が特定されずどのような経費にも使用できる財源をいい、地方税、地方譲与税、地方交付税等がこれにあたります。

なお、一般財源のうち、毎年度連續して経常的に収入があるものを経常一般財源といいます。

【例えば・・・】

1か月の家計に例えると、子どもにとって、親から1か月分のお小遣いとしてもらうお金に似ています。子どもはこのお小遣いをもらった範囲内で自由に使えます。

○ 特定財源

その使途が特定されている財源をいい、国からの補助金や、地方債、使用料等がこれにあたります。

【例えば・・・】

家計に例えると、子どもにとって、参考書を買うためとして親からもらうお金に似ています。子どもはこのお金で参考書を買わなければならず、もし余っても原則としてお菓子や漫画を買うことはできません。

○ 自主財源

市町が自主的に収入できる財源です。

具体的には、地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金および諸収入です。

【例えれば・・・】

家計に例えると、子どもにとって、自分でアルバイトをして稼いだお金や、自分の貯金の利子などに似ています。

○ 義務的経費

歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいい、極めて硬直性の強い経費です。一般に、人件費、扶助費および公債費の合計をいいます。

【例えば・・・】

家計に例えると、家賃や高熱水費、ローンの返済などに似ています。必ず支払わなければならない経費です。

○ 投資的経費

歳出のうち、その支出が資本形成に向けられるものをいいます。一般に、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費の合計をいいます。

【例えば・・・】

家計に例えると、家や車庫を建てるためのお金に似ています。

○ 経常収支比率

財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど投資的経費等の臨時の経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示します。

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず毎年度経常的に収入される財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合です。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費に充当された一般財源の額}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

【例え】

1か月の家計に例えると、毎月の給料に対して、食費や家賃、高熱水費の基本料金部分、ローン返済など、毎月決まって支払わなければならない経費の割合がどのくらいあるかを見たものに似ています。この割合が高くなればなるほど、やりくりが苦しくなります。

○ 実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標です。

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものと含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充當されたものの占める割合です。通常、前3年度の平均値を使用します。

地方債協議制度の下では、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E + F - D} \times 100$$

- A : 地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）
- B : 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
- C : 元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源
- D : 地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E : 標準財政規模
- F : 臨時財政対策債発行可能額

※ 実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金（上記A関連）

- ① 公営企業債の元利償還金
- ② 繰上償還を行ったもの
- ③ 借換債を財源として償還を行ったもの
- ④ 満期一括償還方式の地方債の元金償還金
- ⑤ 利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

※ 「準元利償還金」（上記B関連）

- ① 満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還金相当額
- ② 公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金
- ③ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）
- ⑤ 一時借入金の利子

※ 起債制限比率との相違点

- ① 実質的な公債費を算定対象に追加
 - ・ 公営企業債の元利償還金への一般会計からの繰出しを算入
 - ・ PFIや地方公共団体の組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入
- ② 満期一括償還方式の地方債に係るルールの統一
 - ・ 減債基金積立額を統一ルールで実質公債費比率に算入
 - ・ 減債基金積立不足額がある場合は、実質公債費比率に反映

【例えば・・・】

サラリーマン家庭の場合で、毎月の会社からの給料に対して、車のローン返済額や、副業で行っている農業用の機械のローン返済がある場合を考えてみてください。

農業用の機械のローンは、通常農業収入をもって返済に充てると思いますが、足りない場合には会社からもらう給料も使うことになると思います。この部分がいわゆる「準元利償還金」部分です。

車のローン返済額と、農業用機械のローン返済に持ち出した金額の合計が、給料に対してどれくらいあるかを見たものが、この実質公債費比率に似ています。

車などの生活にかかるローンだけでなく、副業部分でもローンがある場合、それらも合わせて考えようとするものです。

○ 起債制限比率

公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標です。

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合です。通常、前3年度の平均値を使用します。

なお、平成18年度から実質公債費比率が導入されたため、今後、起債制限比率は使われなくなる可能性もあります。

$$\text{起債制限比率} = \frac{A - (B + C + E + G)}{(D + F) - (C + E + G)} \times 100$$

A : ①元利償還金（公営企業債分、繰上償還を除く）

+

②公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

（施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。）

+

③五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出

B : Aに充てられる特定財源

C : 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に係るものに限る。）

D : 標準財政規模

E : 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に係るものに限る。）

F : 臨時財政対策債発行可能額

G : 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

【例えば・・・】

1か月の家計に例えると、毎月の給料に対する、ローン返済額などの割合に似ています。車など生活にかかるローン返済額だけを考慮したもので、農業など副業部分のローン返済額は考慮していません。副業部分も考慮したものが、実質公債費比率です。

○ 標準財政規模

地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量をいいます。

$$\begin{aligned}\text{標準財政規模} &= (\text{基準財政収入額} - \text{各種譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \\ &\times 100 \div 75 \\ &+ \text{各種譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税}\end{aligned}$$

○ 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定されます。

つまり、地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているという形であり、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に交付税措置されます。

【例えれば・・・】

1か月の家計に例えると、会社（国）からの今月分の給料（地方交付税）の一部が不払いとなつたために、借金（臨時財政対策債の発行）をしてしのぎ、その借金の返済に充てるお金を、翌月以降の給料に上乗せしてもらう（後年度の交付税措置）という形に似ています。